

2021 年度新潟大学留学センターオンライン特別ショートプログラム参加費支援金実施要領

令和3年5月 21 日

教育・学生支援機構留学センター長裁定

1. 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により海外渡航が制限される中、オンラインを活用した国際的な教育・交流プログラムに参加する学生の費用負担を軽減するため、学生からの申請に基づき、本支援金を支給することとする。

2. 対象者（以下①から③までの要件を全て満たす者）

- ① 新潟大学(以下、「本学」という。)の学部又は大学院の正規課程に在学し、2021 年8月1日～2022 年3月 31 日の間に本学留学センターが実施するオンライン特別ショートプログラムに参加する者
- ② プログラム参加費用について支払いを行った者
- ③ プログラム参加後、本学の国際交流・留学に関する広報活動への協力を承諾する者

3. 支援内容

プログラム開始後、以下の支援金を支給する。プログラム参加費用が以下の支援金額を下回る場合は、プログラム参加費用を上限とする。

なお、プログラムによっては、支援金支給時期がプログラム終了後となる場合がある。

	支援金額(上限)
プログラム参加時点において授業料免除(※)の対象となっている学生 夏季実施プログラムの場合: 令和3年度前期分授業料免除 春季実施プログラムの場合: 令和3年度後期分授業料免除 ※新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対する授業料免除を含む。	3万円
上記以外の学生	1万円

4. 申請方法等

対象となる学生は、以下の手順に従って、学務部留学交流推進課(以下、「留学交流推進課」という。)宛てに必要な書類を提出するものとする。

	手続き等	内容	備考
①	オンライン特別ショートプログラム参加申込み	各プログラム募集要項に従い、所定の期限までに申し込む。参加申込書にて、「参加費支援金の受給希望」の欄にチェックすること。	夏季プログラム共通 申込期限: 2021 年 6 月 15 日(火)17 時
②	支援金申請	プログラム参加決定後、所定の期限までに別紙様式「オンライン特別ショートプログラム参加費支援金申請書」及び「振込口座登録・変更依頼書」を留学交流推進課宛てメールにより提出。	支援金申請者のうち、授業料免除を受けている(又は申請中の)学生の状況について、留学交流推進課にて確認
③	参加費用支払い	所定の期限までに指定された方法でプログラム参加費用を支払う。支払い完了後、参加費用を支払ったことが確認できる書類を留学交流推進課宛てメールにより提出。	
④	支援の決定	留学交流推進課から申請学生宛て、支援金額についてメールにより通知する。	上記「3. 支援内容」のとおり
⑤	プログラム参加	各プログラムに参加する。(プログラムによっては、オ	

		ンラインで授業を受けていることを確認するための書類の提出を求める場合がある。)	
⑥	支援金支給	プログラムへの参加が確認できた申請者に対し、口座振込により支援金を支給する。	支給時期がプログラム終了後となる場合あり
⑦	報告書類提出	プログラム終了後1週間以内に、「オンライン特別ショートプログラム参加費支援対象学生修了報告書」を留学交流推進課宛てメールにより提出する。	

<様式等掲載ホームページ> <https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/short-term/>

<提出先> 学務部留学交流推進課派遣留学係 (haken-shougaku@adm.niigata-u.ac.jp)

5. 留意事項

正当な理由なくプログラムの途中で参加を辞退した場合、もしくは G コード科目について履修を中止した場合は、支給済みの支援金の全部又は一部の返還を求める場合があるので留意すること。